

論文内容要旨

日本近海での漁業協定の果たす役割と課題

— 係争海域における比較分析を通して —

**Roles and Challenges of Fishery Agreements in Waters around Japan:
Comparative Analysis of Fisheries Conditions in the Disputed Waters**

東北大学大学院国際文化研究科

国際文化交流論専攻国際資源政策論講座

渡部 則子

指導教員

東北大学大学院国際文化研究科国際文化交流論専攻国際資源政策論講座

木谷 忍 教授

東北大学大学院国際文化研究科国際文化交流論専攻国際資源政策論講座

冬木 勝仁 准教授

本論文の構成は、以下の通りである。

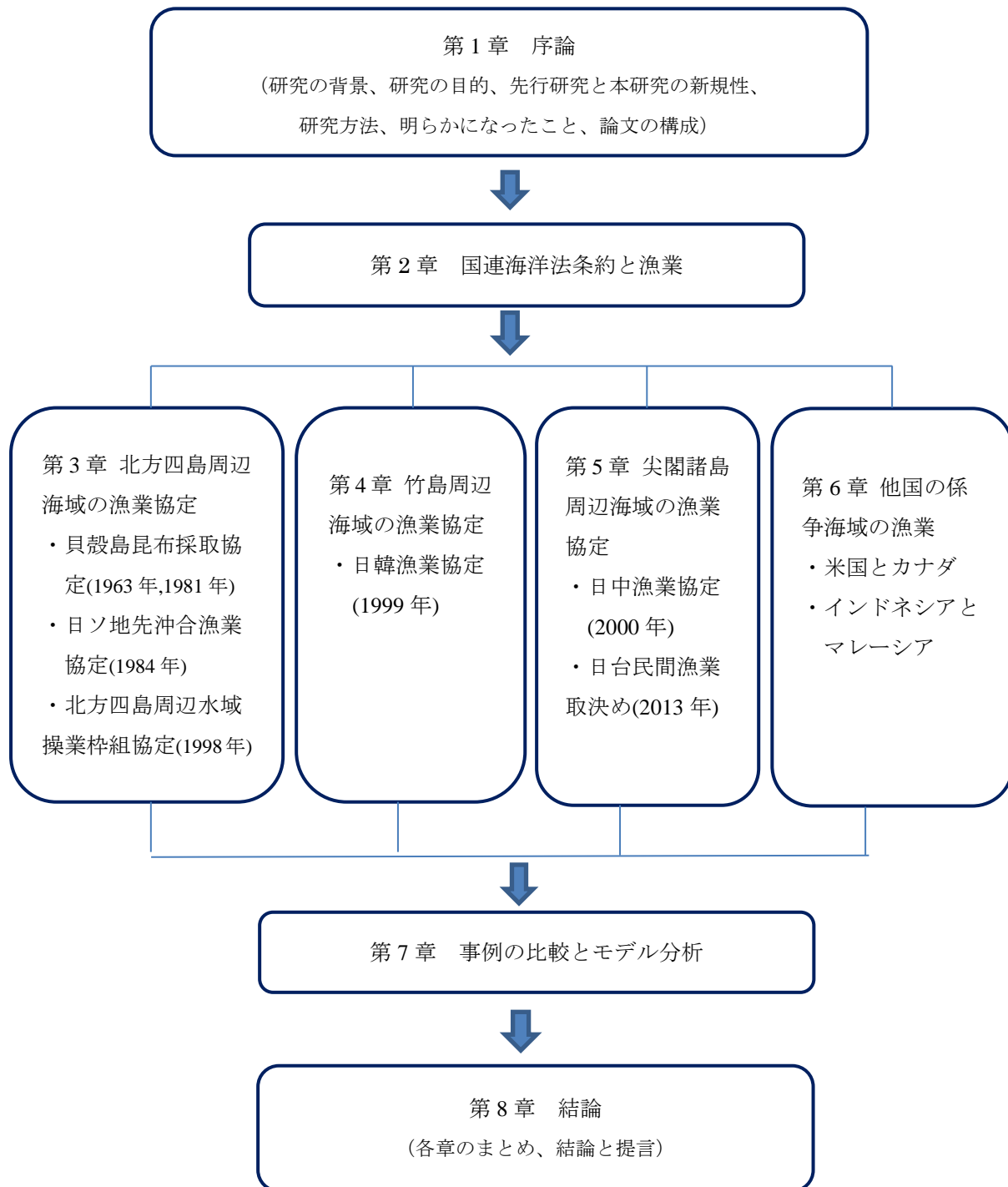


図1 論文の構成

第1章は、1.研究の背景 2.研究の目的 3.先行研究と本研究の新規性 4.研究方法
5.明らかになったこと 6.論文の構成から成る。

1. 研究の背景

日本には、6,800以上の島がある。その島のいくつかには、戦後、領土問題がある。日本は、北方四島ではロシアと、竹島では韓国と、尖閣諸島では中国・台湾と領土問題がある。日本は、ロシアが支配している北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）に対しては返還を要求し、韓国が支配している竹島に対しては領有権を主張している。一方、日本が支配している尖閣諸島に対しては、中国、台湾が領有権を主張している。但し、日本政府は、尖閣諸島に関して領有権問題はないという立場である。1994年国連海洋法条約（UNCLOS）¹が発効し、それに伴い沿岸国は、200海里の排他的経済水域（EEZ）を設定した。小さな島周辺にもEEZが設定された。その結果、領土問題は、単なる領土の問題ではなく、島の周辺海域の管轄権にも影響が及び、利害関係は更に大きくなった。

UNCLOSを批准し、各国が200海里EEZを設定した結果、他国EEZ内で漁業操業するためには、相手国と漁業協定を結ぶ必要があった。逆に、自国EEZ内で他国漁船の操業を認める国は、資源保護や自国の権利を守るために、相手国と漁業協定を締結し、EEZ内での他国漁船の漁場・漁獲量・隻数・漁期などの操業条件を決める必要があった。

日本近海は、豊かな漁場である。日本は、近海での漁業操業のために、ロシア、韓国、中国、台湾と漁業協定を締結している。ロシアとの間には現在有効な協定が4つある。日ソ地先沖合漁業協定（1984年）、日ソ漁業協力協定（1985年）²、北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）の3つの政府間協定と貝殻島昆布採取協定（1981年）の民間協定である。その内、日ソ漁業協力協定を除く3つが係争海域（北方四島周辺海域）に関係する。韓国とは、日韓漁業協定（1999年）、中国とは、日中漁業協定（2000年）がある。いずれも政府間協定である。台湾とは、日台民間漁業取決め（2013年）がある。日本近海での操業に関する漁業協定が、他の漁業協定と異なるのは、当該海域に、係争海域（領有権問題や海域境界未画定問題）が存在することだ。3つの海域での漁業協定は、成立背景、内容、運用に違いはあるのだろうか。また、他国の係争海域での漁業は、どうなっているのだろうか。日本の係争海域での漁業状況と比較するために、同じような状況の他国の例として、米国とカナダのメイン湾（マチアス・シール島）、インドネシアとマレーシアのセレベス海（シパダン島、リギタン島）での漁業を検討する。

¹ 海洋法に関する包括的・一般的な秩序の確立を目指して1982年4月30日に第3次国連海洋法会議にて採択され、同年12月10日に署名開放、1994年11月16日に発効した。

² ロシア200海里水域と日本200海里水域における日本漁船によるロシア系サケ・マス漁業に関する協定。

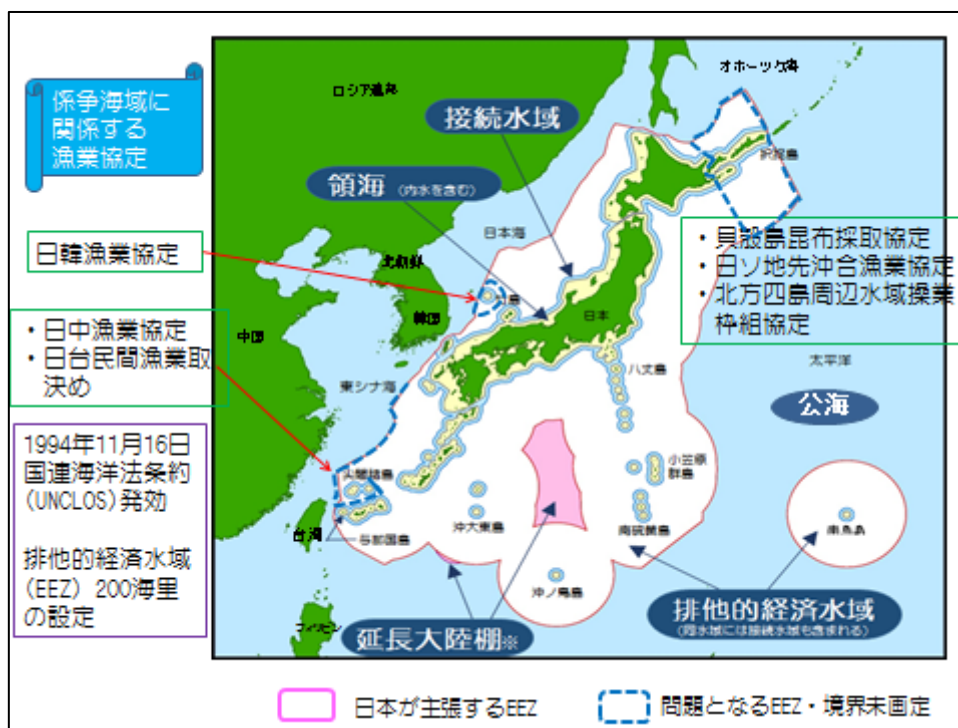


図2 日本近海の係争海域に関する漁業協定

出典：海上保安庁海洋情報部「日本の領海等概念図」より作成

www1.kaiho.mlit.go.jp/JODC/ryokai/ryokai_setsuzoku.html, 参照 2015.5.15

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本近海での漁業協定を維持していくために、係争海域での漁業状況の分析モデルを提示し、その有効性を明らかにすることである。そのために、以下の3つの課題を検討する。

- 1) 日本の3か所の係争海域での漁業協定の成立背景、操業条件等を比較し、その違いを明らかにする。
- 2) 他国の係争海域での漁業状況と比較する。
- 3) 係争海域での漁業資源の維持管理の可能性を検討する。

3. 先行研究と本研究の新規性

各海域の漁業協定の成立背景やその課題などをまとめた先行研究はある。しかし、日本の3か所の係争海域に注目して、各漁業協定の成立背景や課題を比較した研究や、他国の係争海域の漁業状況と比較した研究は見当たらない。また、各係争海域の状況を比較分析モデルにより分析した研究も見当たらない。

本研究の新規性は、日本の3か所の係争海域での漁業協定の成立背景や過程、操業条件、課題などを比較し、更に他国の係争海域の漁業状況との比較をしていること、また、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性について、比較分析モデルを独自に構築し、それを用いて分析を行っていることである。

4. 研究方法

- 1) 漁業協定の成立背景、過程などは、文献研究を行う。
 - 2) 操業条件、現在の漁業状況などは、関係機関のホームページ、関係機関への問い合わせ、現地調査を行う。沖縄県（2015年春）北海道（2015年夏）山陰地方（2016年春）の3か所での現地調査を行う。
 - 3) 係争海域での漁業資源の維持管理の可能性に関しては、比較のための分析モデルを構築し、それを用いて分析する。
 - ・係争海域での漁業協定の役割を、①漁業者の生活安定と②漁業資源の維持管理の2つと考え、分析のための基本モデルとして、G. ハーディンの論文から広く知られる「共有地の悲劇」を用いる。しかし、係争海域での分析には、この「共有地の悲劇」に想定されていない漁業勢力³の違いに注目する必要がある。漁業勢力に着目した仮説を立て、分析モデルを新たに構築し、その仮説の立証を試みる。
- 「5. 明らかになったこと」は、第7章、第8章で述べる。「6. 論文の構成」は、すでに、p.1に示してある。

第2章では、1994年発効したUNCLOSと漁業の関係を考察した。領海と公海だけだった海に、UNCLOSが発効し、200海里EEZが設定され、沿岸国の権利と義務が明確になった。2016年9月30日現在、168の国と機関が締結しており、UNCLOSの普遍性は高まっている。他国EEZ内で操業するためには、当該国と漁業協定を締結し、相手国の操業条件に従って操業する必要がある。

第3章では、北の海域（北方四島周辺海域）での漁業協定を考察した。第2次世界大戦後から、日本とソ連（ロシア）の間には、北方四島の領有権問題があり、四島も周辺海域もロシアが管轄している。四島周辺海域での日本漁船の拿捕、漁業者の抑留や生活困窮などを背景に、3つの漁業協定が締結された。貝殻島昆布採取協定（1963年、1981年）は、歯舞群島の貝殻島周辺海域での昆布漁のための民間協定である。日ソ地先沖合漁業協定（1984年）は、双方の200海里水域内で相手国漁船が操業する相互入漁が基本の政府間協定である。操業水域は、北西太平洋の日ソ（ロ）双方の200海里内の指定された水域である。現在、相互入漁（漁獲割当量等量）と有償入漁（ロシア側に見返り金を支払う）の枠組みで操業している。四島接続200海里水域での第3国漁船による操業はない。北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年）は、四島の領海12海里内での日本漁船の操業を認めた政府間協定である。北方四島の経済状況の悪化を背景に締結された。四島周辺水域で操業するには、ロシアの法令に従って操業する沿岸国主義が採用されている。各協定の操業条件に従って、昆布採取料、入漁料、協力金の支払い、機材供与を行っている。

³ 漁業勢力は、一般に、漁船の大きさ・性能・数、漁業者の数、漁獲量、操業海域などによって決まる。

第4章では、中間の海域（竹島周辺海域）での日韓漁業協定（1999年）を考察した。戦後、日本と韓国の間には竹島の領有権問題がある。また両国は、1996年UNCLOSの批准・発効により、200海里EEZを設定したため、1965年漁業協定の見直しが必要となった。1974年日韓大陸棚北部協定が成立し、竹島のすぐ近くまで両国の海域境界が画定していた。その協定の境界線を利用し、1999年漁業協定は締結された。協定水域は日韓双方のEEZであり、相互入会の許可制で、沿岸国主義を採用する。一方、両国が管轄権を主張する海域は、共同利用水域（日本海暫定水域と済州島南部暫定水域）として、旗国主義を採用する。韓国漁船の違法操業が多い。暫定水域内での資源管理は困難である。

第5章では、南の海域（尖閣諸島周辺海域、東シナ海）での日中漁業協定（2000年）と日台民間漁業取決め（2013年）を考察した。1970年代⁴より日本と中国・台湾の間には、尖閣諸島の領有権問題がある。またUNCLOS発効後は、東シナ海の境界未画定問題がある。日中漁業協定の協定水域は、日中双方のEEZであり、相互入会の許可制で、沿岸国主義を採用する。一方、両国が管轄権を主張する海域は、共同利用水域（暫定措置水域・北緯27度以南の水域・中間水域）とし、旗国主義を採用する。東シナ海中央の広い範囲が、共同利用水域となり、漁業勢力の違いによる操業実績の差、中国漁船の違法操業、漁業資源の管理が新たな課題となっている。日台民間漁業取決めの取決め水域は、北緯27度以南の水域で、法令適用除外水域である。水域内に、特別協力水域、八重山北方三角水域を設定し、マグロ漁期の4月～7月末まで特別ルールで操業している。比較的新しい取決めなので、操業ルールの見直しが行われている段階である。中国漁船も操業する水域であり、資源管理の協議は進んでいない。

第6章では、他国の係争海域の漁業状況として、米国とカナダ（米加）（メイン湾）、インドネシアとマレーシア（セレベス海）の係争海域を考察した。前者は、1984年国際司法裁判所（ICJ）判決により、メイン湾の境界は画定したが、マチアス・シール島の領有権問題が残り、その周辺海域が係争海域になっている。後者は、2002年ICJ判決により、シパタン島・リギタン島の帰属先がマレーシアと決まったが、セレベス海の境界未画定問題が残り、係争海域となっている。

米加は、漁業実施に関する協定（1991年）を締結し、両国の全ての境界画定・未画定の海域での違法操業に厳しく対処している。マチアス・シール島は、現在カナダが管理しているが、周辺海域は、共同利用水域として両国漁船が操業している。

シパタン島・リギタン島の帰属先となったマレーシアは、セレベス海の両島を領海、EEZ、大陸棚を画定する基点として使用したが、インドネシアは認めず、現在、両島には領海のみが設定され、セレベス海は係争海域となっている。係争海域は、共同利用水域として両

⁴ 1969年5月国連アジア極東経済委員会（ECAFE）の海洋調査報告により、東シナ海に石油・天然ガス埋蔵の可能性が高いことが明らかになり、尖閣諸島に注目が集まった。1970年代以降になって、中国政府及び台湾当局が、尖閣諸島の領有権を主張し始めた。

国漁船が操業している。漁業者の待遇に関する覚書（2012年）により、両国間の全ての境界未画定海域での違法操業に対処している。インドネシアの漁業人口が非常に多く、資源管理に関する協議は進んでいない。

第7章では、第3章～第5章までの漁業協定や漁業状況を比較、整理し、次に日本近海の漁業状況と第6章の他国の漁業状況を比較した。更に比較分析モデルによる分析結果を述べた。操業状況等から、3つの係争海域は、北の海域（北方四島周辺海域）と中間の海域（竹島周辺海域）・南の海域（尖閣諸島周辺海域・東シナ海）の2つに区分することができた。表1は、各海域の協定成立背景、協定内容、課題、対策をまとめたものである。

表1 北の海域と中間・南の海域の漁業協定の比較

	北の海域	中間・南の海域
成立背景	<ul style="list-style-type: none"> ソ連（ロシア）警備艇による日本漁船の拿捕・抑留 1977年200海里漁業専管水域設定 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業勢力の変化 日本>韓国・中国 → 中国>韓国>日本 (1970年代頃まで) (1980年代以降) 1994年国連海洋法条約発効 日・韓・中が200海里EEZを設定 台湾（UNCLOS 締約国ではない）が独自のEEZ 設定（暫定執法線）
漁業協定	<ul style="list-style-type: none"> 貝殻島昆布採取協定（1981年） 日ソ地先沖合漁業協定（1984年） 北方四島周辺水域操業枠組協定（1998年） 	<ul style="list-style-type: none"> 日韓漁業協定（1999年） 日中漁業協定（2000年） 日台民間漁業取決め（2013年）
協定内容	<ul style="list-style-type: none"> 昆布協定は民間協定。他は政府間協定 操業許可が必要 四島周辺海域での操業→ソ連（ロシア）の法令に従う（沿岸国主義） 日本漁船は、入漁料等を支払う。 昆布協定は民間交渉 地先沖合漁業協定は日ロ漁業委員会 枠組協定は政府間協議と民間交渉（具体的な操業条件等決定） 	<ul style="list-style-type: none"> 日韓・日中漁業協定は政府間協定 協定水域：双方のEEZ（沿岸国主義） 相互入会の許可制 共同利用水域（暫定水域）を設定（旗国主義） 日台民間漁業取決め 北緯27度以南の水域（法令適用除外水域） 特別協力水域・八重山北方三角水域を設定→特別ルールで操業 漁業委員会（具体的な操業条件等決定）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 入漁料の支払い、機材供与等が日本漁船にとって負担である。 ロシア・トロール漁船による漁具被害 資源データが日ロ間で異なる→漁獲割当量を定める際に影響する。 操業海域の縮小・漁獲割当量の削減が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 日韓・日中漁業協定：共同利用水域に韓中の漁船が多い。操業実績に差あり。資源管理困難 違法操業が多い。 日台民間漁業取決め：台湾漁船が多い。操業方法に違いがある。資源管理の協議はこれから。 東シナ海には、二国間漁業協定のみ存在→漁業資源は回遊する→資源管理困難
対策	<ul style="list-style-type: none"> ロシア政府との交渉→漁業者の負担軽減 トロール漁船の操業自粛等の実効的な対策を講じるよう要請 資源データ作成方法の統一や情報共有により資源管理の推進 両国の良好な関係を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同利用水域内での操業ルール策定・実施 共同利用水域の範囲の縮小→各国EEZ拡大→資源管理容易 法令遵守の徹底。違法操業の取り締まり 資源管理に関する広域的な組織の創設→情報の共有・資源管理の推進

表2は、日本近海と他国（米国とカナダのメイン湾、インドネシアとマレーシアのセレベス海）の係争海域での漁業状況比較である。北の海域は、ロシアが管轄権を持ち、共同利用水域とはならず、操業時はロシアの法令に従う（沿岸国主義）。他の係争海域は、共同利用水域として、旗国主義が採用されている。入漁料などの支払いが必要なのは、日ロ間の3つの協定である。北の海域と米加は、比較的安全操業が行われている。北の海域は、沿岸国主義であり、米加の場合は、違法漁業者に対して厳しい処罰を行う、両国の関係が密接であるなどが、その要因と考えられる。他の海域では、漁業勢力の大きい国の漁船が多く操業し、違法操業が多い。しかし、頻繁に漁船衝突が起こっているという状況ではない。そのため、安全操業に関しては、△である。法令遵守による安全操業が求められている。一般に、共同利用水域は、旗国主義であるため資源管理が困難であるが、米加には、越境資源運営委員会やその下部組織が設置され、資源管理が進んでいる。日本の北の海域も中間・南の海域に比べると資源管理が進んでいるが、米加ほどではない。中間・南の海域、セレベス海での資源管理は進んでいない。

表2 日本近海と他国の係争海域での漁業状況比較

	日本		米国・カナダ	インドネシア・マレーシア
	北の海域	中間・南の海域	メイン湾	セレベス海
係争地	北方四島	竹島・尖閣諸島	マチアス・シール島	なし
係争海域	同島周辺海域	同島周辺海域・東シナ海	同島周辺海域	シパダン島・リギタン島周辺海域
島の領有権問題	○	○	○	×
海域の境界未画定	○	○	○	○
漁業に関する協定	○	○	○	○（覚書）
共同利用水域の設定	×	○	○	○
入漁料の支払い	○	×	×	×
安全操業	○	△	○	△
資源管理	△	×	○	×

○：あり △：部分的 ×：なし、（資源管理）良くない

図3は、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性に関して、漁業勢力に着目した分析モデルの検討結果である。資源管理は、操業海域の安定に深く関係していることがわかった。そして漁業勢力の大きい国の取り組みが、漁業資源管理に大きく影響する。北の海域は、ロシアによる沿岸国主義が採用され、海域は比較的安全し、資源管理が容易である。また、一般に共同利用水域に旗国主義が採用されている場合、海域は安定せず、資源管理は困難である。日本の中間・南の海域やセレベス海が、これに該当する。しかし、米加では、資源管理が容易である。それは、係争海域での漁業勢力が同等であること、双方が陸域、海域で長きにわたり境界画定を行ってきたこと、経済関係が密接であること、それらにより信頼関係が構築されていることによる。係争海域では、漁業者の生活安定が保障され、操業海域の安定、安全操業があつて初めて、資源管理を進めることができる。

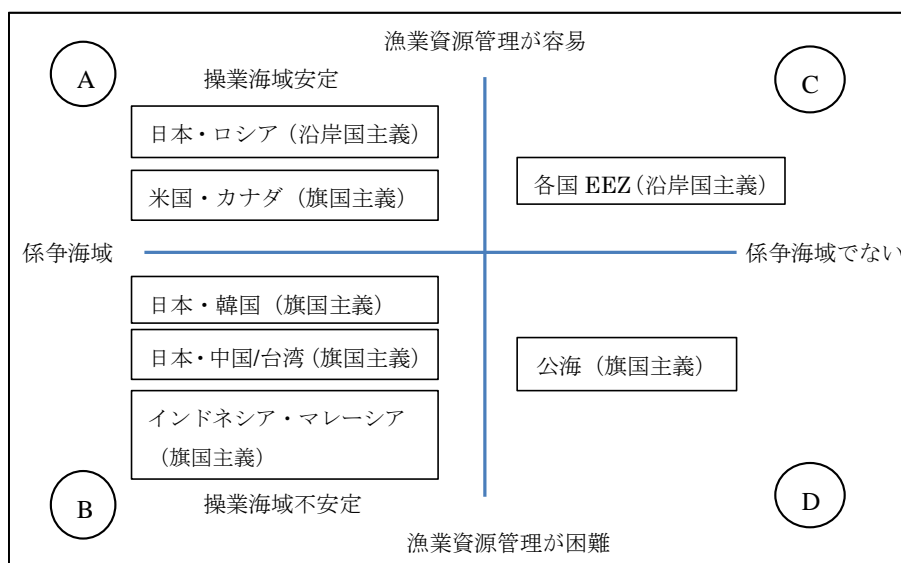


図3 係争海域の有無と漁業資源管理の可能性

第8章では、各章をまとめ、結論を述べ、その上で提言を行った。日本近海での漁業協定を維持していくために、係争海域での漁業状況の分析モデルを通して、それぞれの海域での漁業協定の役割の特徴を明らかにした。

漁業協定の役割は、一般に、海域の安定、操業秩序の維持（安全操業）、海洋生物資源の保存及び合理的な利用、互惠協力の推進である。しかし、係争海域において、その役割は、操業秩序の維持が重視される。漁業協定継続にとって最も重要なことは、各国政府が国際的責任を果たし、自国漁業者に法令遵守を徹底させることである。そのためには、違法操業者に対する罰則を厳しくすること、漁業者が違法操業をしなくても生活できる保障をすること、違法操業をしない、させないという漁業者の意識を高めることが大切である。水産業の関連産業を推進することも、漁業者の生活安定に役立つだろう。漁業者の生活が安定し、違法操業が無くなり、操業海域が安定すれば、資源管理も可能になる。

➤ 提言

日本は、豊かな漁場に囲まれている。しかし、水産業従事者が減少している。特に離島や人口減少の進む地域では、若者の水産業離れが加速している。漁業は、漁獲するだけでなく、日本の領土、海域を守る重要な要素を持つ。漁業者の収入安定を重視した日本の水産業の振興を図る必要がある。

漁業資源は、適切な維持管理により持続的に利用可能な資源である。魚は、特性上、境界線を越えて移動する。係争海域であっても、沿岸国すべてが協力し、広域的な資源管理組織を創設し、厳格な法規制の下で資源管理を進める必要がある。

島の領有権が決まっても、海域が未画定だとやはり係争海域として問題が残る。領土問題の解決に取り組む際には、その周辺海域の境界画定まで行う必要がある。

論文審査の結果の要旨

学位の種類	博士（国際文化）	氏名	渡部 則子
学位論文の 題名	日本近海での漁業協定の果たす役割と課題 — 係争海域における比較分析を通して —		
論文審査担当者氏名 (主査)	木谷 忍 , 冬木 勝仁 , 横川 和男		
論文審査の結果の要旨 (1,000字内外)	<p>本論文の目的は、日本近海での中台露韓との間の3か所の係争海域、および他国間の係争海域での漁業状況の綿密な調査にもとづき、漁業者の生活安定と漁業資源管理の観点から構築した比較分析モデルを通して各係争海域での状況を分析し、これら2つの役割を担うものとしての漁業協定を維持していくための提言を行うことである。</p> <p>日本の3か所の係争海域での漁業協定の成立背景や過程、操業条件、課題などを比較し、更に他国の係争海域の漁業状況との比較研究をしていること、また、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性について、比較分析モデルを独自に構築し、それをを用いて分析を行っていることが本論文の新規性であり、そこで得られた知見は次のとおりである。</p> <p>日本の北の係争海域(日露)は、露が管轄権を持ち、共同利用水域ではなく操業時は露の法令に従う(沿岸国主義)。中間・南の海域(中台韓)は、共同利用水域として旗国主義が採用されている。露との係争海域と米国・カナダ間の係争海域は安全操業が行われているが、他の海域では一方の国の漁業者が多数を占め、違法操業が多く法令遵守による安全操業が求められている。一般に共同利用水域は、旗国主義であるため資源管理が困難であるが、米国・カナダには越境資源運営委員会やその下部組織が設置され、資源管理が進んでいる。日本の北の海域も比較的資源管理が進んでいる。中間・南の海域、セレベス海(インドネシア・マレーシア)での資源管理は進んでいない。</p> <p>次に、係争海域での漁業資源の維持管理の可能性に関して、漁業勢力に着目した比較分析モデルによる検討結果として、漁業資源管理は操業海域の安定に深く関係する。ここでは漁業勢力の大きい国の取り組みが、漁業資源管理に大きく影響する。北の海域は、露による沿岸国主義が採用され、海域は比較的安定し漁業資源管理が比較的容易である。また、一般に共同利用水域に旗国主義が採用されている場合、海域は安定せず、資源管理は困難である(自己利益のみを追求することによる「共有地の悲劇」の状態)。日本の中間・南の海域やセレベス海がこれに該当する。一方、米国・カナダでは適切な資源管理が行われている。それは、漁業勢力が同等であること、双方が陸域、海域で長きにわたり境界画定を行ってきたこと、経済関係が密接であることなどにより信頼関係が</p>		

構築され、繰り返し非協力ゲームでのフォーク定理が述べるような共倒れからのパレート改善効果があると考えられる。

これらの知見から、係争海域では、漁業協定を維持していくために、漁業者の生活安定（水産関連産業の充実を含む）と、漁業勢力の大きい国の操業安定への積極的な取組み（広域的資源管理組織の構築）が必要となると結論づける。

本論文での調査内容は、他に類をみない詳細な漁業協定の比較調査であり、さらに「共有地の悲劇」を分析モデルのベースにおいた規範的分析を通して係争海域での漁業協定の役割を論じていることは、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と学識を有することを示している。よって、本論文は、博士（国際文化）の学位論文として合格と認める。